

新潟県中東福祉事務組合給食調理業務受託者選定プロポーザル提案書作成及び募集要項

令和6年10月1日

管理者 五泉市長 田邊正幸

1 事業概要

(1) 事業目的

この概要は、新潟県中東福祉事務組合において実施する給食を今後も「安全」で「楽しく」「おいしい」給食として利用児・者に提供するために、新潟県中東福祉事務組合給食調理業務委託仕様書に基づき、複数の業者から最新の知識と技術、さらに豊富な経験に基づく規格の提案を受け、当組合の選定基準により審査した上で委託業者選定することを目的とする。

(2) 事業名及び委託施設等

【事業名】 新潟県中東福祉事務組合給食調理業務委託

【委託施設名・所在地等】 新潟県中東福祉事務組合 新潟県五泉市尻上 118 番地

(3) 委託期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日

(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約とする。)

2 プロポーザル方式で提案を求める趣旨

新潟県中東福祉事務組合給食調理業務については、厚生労働省の大量調理施設衛生管理マニュアル（以下「衛生管理マニュアル」という。）に準拠し、衛生管理の徹底及び食中毒の発生防止に努めることが求められる。

衛生管理マニュアルでは、施設及び設備の使用や、その清潔、衛生の保持、栄養士及び調理員に対する衛生指導、食品の品質管理・検査、食品の検収・保管、調理過程の衛生管理、給食の配食・配膳、検食の管理など施設給食全般にわたって厳格な基準が設けられている。

委託業者については、衛生管理マニュアルに準拠し、これを遵守することが十分に可能であることが絶対的前提条件であるとともに、利用者支援に支障がないよう配慮し、指定された時間帯に必ず配膳することが必須となる。

つまり、委託業者について、経歴や経営状況だけでなく、給食運営の考え方や衛生管理・職員指導への取り組みなど、施設給食に対する理解がいかにかつ図られているかということまで及んで検証し、総合的に判断した上で決定する必要がある。

以上のことから、受託価格の優劣による一般競争入札ではなく、一定の要件を満たした民間事業者から提示条件に対する提案書の提出を求め、その内容等を審査して、委託業者を決定するプロポーザル方式による選定を行うものとする。

3 選定方法

選定方法は公募型プロポーザル方式とする。

4 提案の審査及び契約の方法

(1) 提案の審査

公募により、一定の参加資格を有する者から新潟県中東福祉事務組合給食調理業務に関する提案を受け、新潟県中東福祉事務組合給食調理業務受託業者選定委員会(以下「委員会」という。)において、提出された提案書等の審査を行い、総合的に最も優れた内容の提案を行った者を、受託候補者とする。

なお、提案書等の審査に関する必要な事項は、委員会においてこれを定める。

(2) 契約の方法

契約に際しては、提案の内容と本組合の意向について協議調査を行った上、合意が得られた時点で随意契約による契約を行う。また、契約書に記載する項目の詳細については、受託候補者と協議の上、決定するものとする。

5 審査基準

本提案は新潟県中東福祉事務組合給食調理業務受託者選定プロポーザル審査基準に基づき審査するものとする。

6 提案参加資格

- (1) 本提案への参加は、単独企業とする。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定による制限を受けるものでないこと又は同条第2項の規定により現に資格停止処分を受けていないこと。
- (3) 管理者から委託業務につき、指名の停止を受け、その停止期間中でないものであること。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請したものにあっては、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請したものにあっては、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていること。
- (6) 提出された書類に虚偽の記載等がないこと。
- (7) 新潟県内に本社・支所・営業所等を有すること。

- (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等はこれに準ずるものとして、公共工事からの排除要請があり、当該状況が継続しているなど請負者として不適当であると管理者が認める者に該当しない者であること。
- (9) 公告の日から起算して過去 3 年以内に給食業務等の受注実績があること。
- (10) 「新潟県中東福祉事務組合給食調理業務委託仕様書」に基づく業務の履行が可能であること。
- (11) 公告の前日 6 月以内に手形または小切手の不渡りがないこと及び手形交換所による取引停止処分を受けた者にあたっては、当該処分の日から 2 年経過していること。
- (12) 法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

7 提案参加に関する説明資料

(1) 説明資料

- ・新潟県中東福祉事務組合のホームページからダウンロードしてください。
新潟県中東福祉事務組合ホームページ [http :](http://www.funaoka-gosen.com)

//[www.funaoka - gosen.com](http://www.funaoka-gosen.com)

- ・直接受け取る場合は下記によります。

(2) 資料の受取先

新潟県中東福祉事務組合

庶務係

所在地 〒959-1846 新潟県五泉市尻上 118 番地

電話（代表） 0250-42-0833

- ### (3) 配布期間
- 令和 6 年 10 月 1 日（火）～令和 6 年 10 月 31 日（木）までの開庁時 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間。（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

8 提案への参加申し込み及び辞退

提案への参加を希望する者は、必要事項を記入のうえ以下のものを提出すること。

- ① 「応募意思表明書」 様式 1
- ② 「事業経歴書」 （様式任意。ただし、過去の導入実績を記載のこと。）
- ③ 「委任状」 様式 11（代理人を定める場合。）

また、提案参加申込書提出後に提案を辞退する場合は、様式 10「辞退届」を提出すること。

(1) 応募意思表明書の提出期間

令和 6 年 10 月 1 日（火）から令和 6 年 10 月 25 日（金）までの開庁時

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間。（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

(2) 提出先

新潟県中東福祉事務組合

庶務係

所在地 〒959-1846 新潟県五泉市尻上 118 番地

電話（代表） 0250-42-0833

(3) 提出方法

上記提出先へ直接持参又は郵送による。

なお、郵送等で提出する場合は、令和 6 年 10 月 25 日（金）の午後 5 時 15 分まで

必着

(4) 参加資格審査の結果は、疑義のあった場合のみ確認をし、対処する。

9 事前の施設見学の実施

希望する事業所のみ、事前の施設見学を行う。

(1) 申し込み期限

令和 6 年 10 月 15 日（火）

(2) 申し込み方法

別紙様式をメールにより提出

Eメール(代表) info@funaoka-gosen.com

(3) 実施方法・日時

申し込みのあった事業所にメールで通知する。

10 提案に関する質問

様式 9 「質問書」により、下記のとおり受付、回答を行う。

(1) 受付期間

令和 6 年 10 月 21 日（月）（当日限り）

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間。

(2) 提出先

持参の場合 8 (2) に同じ

FAX の場合 0250-42-3845（新潟県中東福祉事務組合 庶務係 徳永）

メールの場合 9 (2) に同じ

(3) 質問に対する回答方法

質問に対する回答をとりまとめた上、令和 6 年 10 月 25 日（金）参加者全員に対し、FAX にて通知する。

(4) その他

受付期間経過後の質問及び指定した方法以外での質問は一切受けない。
電話での質問は原則として受け付けない。

11 提案書の作成

(1) 提案項目

提案書は下記に示す項目に基づき作成することを基本とする。

- ① 福祉型障がい児入所施設及び障がい者支援施設の給食に対する基本的な考え方
- ② 人員配置及び調理業務体制について
- ③ 休暇者の代替従事者について
- ④ 調理師、栄養士の確保について
- ⑤ 職員研修の方法及び内容について
- ⑥ 他施設との交流など、その他関連するもの
- ⑦ 食中毒など非常時の対応について
- ⑧ 安全衛生管理体制について
- ⑨ 見積額について

(2) 提出書類

提案に際し、提出を求める書類は次の①～④とする。

- ① 新潟県中東福祉事務組合給食調理業務提案書
新潟県中東福祉事務組合給食調理業務委託プロポーザル申請様式集による。
- ② 提案項目説明資料
- ③ 新潟県中東福祉事務組合給食調理業務委託費見積書
(人件費、法定福利費、福利厚生費、消耗品、事務費、営業管理費等に区分し提出)
- ④ 会社概要

(3) 提出書類の受付期間

令和6年10月28日(月)から令和6年10月31日(木)までの開庁時
午前8時30分から午後5時15分までの間。(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

(4) 提出先

8(2)に同じ。

(5) 提出方法

8(3)に同じ

なお、郵送等で提出する場合は、令和6年10月31日(木)午後5時15分までに
必着のこと。

(6) 提出部数

製本11部(提出する提案書は1案のみとする)

(7) その他

提出期限後の提案書の追加・修正・差し替えは一切認めない。

12 ヒアリングの実施

提案については、上記 10 による提出書類のほか、提出書類の内容に基づくヒアリングを行うものとする。

(1) 実施日時及び場所

令和 6 年 11 月 22 日（金） 予定
五泉市尻上 118 番地
新潟県中東福祉事務組合 2 階 会議室

(2) ヒアリングの方法

①提案内容の説明

20 分

提案した提案書及び会社概要等、調理業務で特に配慮している点について説明してください。

②質疑応答

10 分程度

③出席者

3 名以内

13 結果通知について

(1) 選定結果通知書により選定結果を通知する。

(2) 失格

ア 提案書等必要な書類をその提出期限内に提出しない場合。

イ 6 の提案参加資格を満たしていないと判断される場合。

ウ ヒアリングを欠席、又は指定した時間に遅刻した場合。

(3) 非選定通知を受けた者に対する理由説明

ア 非選定通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 7 日（土曜日、日曜日及び休日を除く。）以内に書面により、説明を求めることができる。

イ アの書面は、8 (2) に持参するものとし、郵送等によるものは受け付けない。

ウ 説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 7 日（土曜日、日曜日及び休日（年末年始休業 12/29～1/3）を除く。）以内に書面により回答するものとする。

14 経費の負担

(1) 経費の負担

提案に係る一切の費用は、提案参加者の負担とする。

(2) 提出書類

提出された書類は、返却しないものとする。

提出された書類は、当該審査以外の目的で提案者に無断で使用しない。

(3) 留意事項

本提案の審査は導入業者内定（受託候補者決定）のために行うものであり、提案内容は尊重するものの、契約の際には協議を行い調整の後、双方合意に至った場合に契約を締結するものとする。